

8

公営住宅使用料の性質

Q

公営住宅使用料は、公債権か私債権か考え方が分かれているようですが、どちらでしょうか。また、公債権と私債権によってどのような違いが生じますか。

A

私債権と考えられます。

理由

(1) 公債権と私債権の違い

公営住宅の使用関係については、従来から、公法上の使用関係か私法上の賃貸借関係か問題とされてきています。

公営住宅使用料の性質を公債権と考えるか、私債権と考えるかによって次のような違いが生じます。

まず、公債権、私債権のどちらで考えても、時効は5年になりますが（自治法236か民法169）、公債権とすると、時効を経過することにより消滅しますが、私債権とすると、時効の援用（民法145）があってはじめて消滅します。

また、督促についても、私債権に位置付ければ、自治法231条の3は適用されず、自治法施行令171条に基づく督促となり、督促手数料は徴収できないこととなります。

(2) 判例の考え方

昭和59年12月13日の最高裁第一小法廷判決では、東京都が公営住宅の使用許可を取り消し、明渡しを求めた事案で、「事業者と入居者との間の法律関係は、基本的に私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、したがって、公営住宅の使用関係については、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があ

り、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理がある」として
ています。

昭和34年9月8日の大阪地裁判決（下級民集10巻9号1916頁）では「公
営住宅利用の法律関係は私法上の賃貸借関係にほかならない」とされ、
昭和45年1月29日の大阪高裁判決（行政事件裁判例集21巻1号102頁、判
タ249号157頁）でも同様の考え方をとっています。

このような判例の考え方からすると、公営住宅使用料は私債権で扱っ
てよいと考えられます。

なお、公営住宅使用料については、国土交通省は民法169条に近い考
えを示していますが、自治省（総務省）の行政実例では公の施設の使用
料として時効は自治法236条が適用される扱いを示しています。

9

公営住宅の敷金

Q

公営住宅の敷金の返還の時効は、自治法236条により「他の
法律に定めがないもの」として5年とすべきでしょうか。

A

敷金の返還金は、民法167条により時効は10年になります。

理由

自治法236条1項は「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利
は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行な
わないときは、時効により消滅する」と規定していますが、「他の法律の
定め」には民法も含まれます（最判昭46・11・30民集25巻8号1389頁）。

しかし、自治法236条1項は債権者である自治体側の権利について示し
たものであって、敷金返還請求権は入居者にとっての権利であり、公営住

宅の使用料ではなく、契約保証金に近い性格のものです。したがって、公営住宅の敷金の返還金は、民法167条により時効は10年になると考えられます。

10

下水道関係の債権



下水道関係の債権は、すべて滞納処分ができるのでしょうか。



下水道関係の債権では、次の(1)から(3)までの債権について滞納処分ができます。

理由

(1) 下水道受益者分担金

下水道受益者分担金は、自治法231条の3第3項に規定する分担金と解されることから、同項に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができます。

(2) 下水道受益者負担金

下水道受益者負担金は、下水道受益者分担金と違って都市計画法上に根拠を持つ債権です。国税滞納処分の例により処分することができます(都市計画法75⑤)。

(3) 下水道使用料その他公共下水道関係

自治法附則6条3号では、「下水道法18条から20条まで(略)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料」が掲げられ、自治法231条の3第3項に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができます。

なお、水道料金については、水道法では強制徴収に関する規定がなく、

タ249号157頁)とされ、入居者の収入状況の報告の請求については地方税法22条の守秘義務が解除されるという解釈です。

しかし、このような規定は、目的の範囲内であることに留意する必要があります。

このように、私債権では契約後の財産調査は難しいものがあります。

81

各債権の情報の共有化

Q

私債権の情報共有、情報照会について、滞納額、住所、氏名、家族構成などの情報だけを収集する部局を設け、他の部局の求めがあれば情報の照会に応じるという条例を制定することができますのでしょうか。

A

滞納額、住所、氏名、家族構成などの情報だけを収集する部局を設け、他の部局の情報照会に応じることができるということを条例で定めることは難しいと考えます。

理由

事務分掌や職務権限を考えると、事務を一つの組織にまとめて扱うことから情報の共有ができると考えます。同じ部署で職員が同じ目的で業務を行うのだから、情報を共有することができるのであり、情報だけを集める部署を設けたとしても徴収までは実施しないなら情報を集める目的が違うことになり、個人情報保護の観点から不適切であると考えます。

私債権同士、同じ徴収を行うといっても、個人情報保護まで考えなければ情報の共有化は事実上難しいものになります。

滞納処分できる債権の情報は、国税徴収法という枠内で情報を取得するから守秘義務が解除され、法的に認められるものであり、私債権にまでその情報を使うことは個人情報保護の観点から整理が必要です。

Q

公債権の調査権により取得した情報を私債権の徴収に利用することは、守秘義務違反になると考えますが、滞納整理、滞納処分は同一の係でできるのでしょうか。

A

基本的に債権の法的根拠が違っていても、滞納処分できる債権は共通して国税徴収法が適用されますから、滞納者の情報共有ができますが、水道・下水道で情報を共有するには、職務権限及び委託と受託の関係を明確にした上で、限定した範囲であることが必要です。

理由

下水道使用料は、自治法附則6条3号により自治法231の3第3項の滞納処分が認められています。

滞納処分が認められるということは、国税徴収法141条により債務者の情報について質問、検査ができることになります。

水道料金と下水道使用料を合わせて通知して徴収している自治体が多いようですが、職務権限上、水道部門が下水道使用料を扱うことが個人情報目的外利用の届出も含めて明確に規定されていることが必要です。

そこで、下水道使用料で入手した情報を水道料金に使えるかどうかですが、水道部門が下水道使用料の徴収を受託している例が多く、委託先である下水道部門から受託する上で最小限の情報を得ることは守秘義務を問われることはないと考えます。

また、通知、督促までは同一部署で扱ってよいとしても、滞納になった時点で分けて扱うことが適切です。

Q

水道の契約は電話やハガキでの申込みであり、契約時に未納の場合には、税情報を取得できるとする調査同意書をとることは難しく、転居後に滞納が判明し、市内間に転居しても開栓がなく、また、市外転居では給水停止ができないケースが多くあります。調査同意書なしに税情報を開示してもらう方法はないのでしょうか。

A

同一部署で水道料金及び下水道使用料を徴収する場合、下水道使用料の調査で得た最小限の情報は、委託と受託の関係もあり、判明した住所などを水道料金に使うことは認められると考えます。

理由

私債権では、滞納処分できる公債権と比べると限定された範囲でしか調査は認められません。

税情報の開示については、国税徴収法を根拠とするのか、公営住宅法34条のように目的があって開示できるとする根拠法が必要と考えます。

水道料金の徴収においては、本人の同意がなければ、税情報の開示は難しいと考えます。一方で、水道部局は、水道料金だけでなく下水道使用料も併せて徴収しており、下水道使用料は滞納処分できる債権であるから国税徴収法が使えます。

下水道使用料で得た情報を水道料金に使えるかどうかについては、国税徴収法の例により判明した住所情報は、密接した関連情報、必要最小限の情報として提供することは、委託先（下水道部署）と受託先（水道部署）の関係もあって守秘義務に反するものにはならないと考えます。

目的外使用は原則できないことを考えますと、下水道使用料で得た、例